

重要事項説明書
障害福祉サービス
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護)

社会福祉法人ひだまり福祉会
訪問介護事業所ひだまりステーション

障害福祉サービス重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名	社会福祉法人ひだまり福祉会
主たる事務所の所在地	香川県高松市香川町川東下 1190-1
代表者氏名	理事長 青梅スミ江
電話番号	087-899-6311
法人設立年月日	令和6年12月12日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名	訪問介護事業所ひだまりステーション
サービスの主たる対象者	身体障害者
指定事業所番号	居宅介護 (令和7年4月1日指定) 重度訪問介護 (令和7年4月1日指定) 3712022189 同行援護 (令和7年4月1日指定)
事業所所在地	香川県高松市香川町川東下 1190-1
連絡先	電話 087-899-6314 FAX 087-899-6315
事業所の通常の事業の実施地域	高松市(島しょ部除く)、綾川町、三木町、さぬき市、東かがわ市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人ひだまり福祉会において実施する指定居宅介護等に係る障害福祉サービス(指定居宅介護等)に関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対し、事業の適切な運営と適切な指定居宅介護等の提供を図ることを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等護その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。事業との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 但し、電話等により24時間連絡が可能です。

※ 営業時間外のサービスのご利用についてもご相談に応じます。

(4) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	1名	3名
	実務者研修	1名		1名
サービス従事者	介護福祉士	3名	6名	9名
	実務者研修・ヘルパー1級	1名	5名	6名
	介護職員初任者研修・ヘルパー2級		14名	14名

3 提供するサービスの内容と料金について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
居宅介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。	
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。	
家事援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

通院等介助	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。
通院等の乗降介助	通院等のため、訪問介護員自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行います。（移送に係る運賃は別途必要となります。）
重度訪問介護	入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

（２）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（３）保険給付として不適切な事例への対応について

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し、主として利用者が使用する居室等以外の掃除、来客の応接（お茶、食事の手配等）、自家用車の洗車・

清掃 等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理、ペンキ塗り、植木の剪定等の園芸、正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(4) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

(5) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

- ※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

基本利用料

サービス提供区分		単位数	利用料	利用者負担額
身体介護	30分未満	256単位	2,606円	261円
	30分以上1時間未満	404単位	4,112円	412円
	1時間以上1時間30分未満	587単位	5,975円	598円
	1時間30分以上2時間未満	669単位	6,810円	682円
	2時間以上2時間30分未満	754単位	7,675円	768円
	2時間30分以上3時間未満	837単位	8,520円	853円
	3時間以上の場合、921単位に3時間から30分毎に加算	83単位	844円	85円
家事援助	30分未満	106単位	1,079円	108円
	30分以上45分未満	153単位	1,557円	156円

	45分以上1時間未満	197 単位	2,005 円	201 円
	1時間以上1時間15分未満	239 単位	2,433 円	244 円
	1時間15分以上1時間30分未満	275 単位	2,799 円	280 円
	1時間30分以上の場合、311 単位に1時間30分から15分毎に加算	35 単位	356 円	36 円
通院等介助(身体介護を伴う場合)	30分未満	256 単位	2,606 円	261 円
	30分以上1時間未満	404 単位	4,112 円	412 円
	1時間以上1時間30分未満	587 単位	5,975 円	598 円
	1時間30分以上2時間未満	669 単位	6,810 円	682 円
	2時間以上2時間30分未満	754 単位	7,675 円	768 円
	2時間30分以上3時間未満	837 単位	8,520 円	853 円
	3時間以上の場合、921 単位に3時間から30分毎に加算	83 単位	844 円	85 円
通院等介助(身体介護を伴わない場合)	30分未満	106 単位	1,079 円	108 円
	30分以上1時間未満	197 単位	2,005 円	201 円
	1時間以上1時間30分未満	275 単位	2,799 円	280 円
	1時間30分以上の場合、345 単位に1時間30分から30分毎に加算	69 単位	702 円	71 円
通院等乗降介助	片道1回あたり	102 単位	1,038 円	104 円
重度訪問介護	1時間未満	186 単位	1,893 円	190 円
	1時間以上1時間30分未満	277 単位	2,819 円	282 円
	1時間30分以上2時間未満	369 単位	3,756 円	376 円
	2時間以上2時間30分未満	461 単位	4,692 円	470 円
	2時間30分以上3時間未満	553 単位	5,629 円	563 円
	3時間以上3時間30分未満	644 単位	6,555 円	653 円
	3時間30分以上4時間未満	736 単位	7,492 円	750 円
	4時間以上8時間未満の場合、821 単位に4時間から30分毎に加算	821 単位 (+85 単位)	8,357 円 (+865 円)	836 円 (+87 円)
	8時間以上12時間未満の場合、1,505 単位に8時間から30分毎に加算	1,505 単位 (+85 単位)	15,320 円 (+865 円)	1,533 円 (+87 円)

	12 時間以上 16 時間未満の場合、 2,184 単位に 12 時間から 30 分毎 に加算	2,184 単位 (+81 単位)	22,233 円 (+824 円)	2,224 円 (+83 円)
	16 時間以上 20 時間未満の場合、 2,834 単位に 16 時間から 30 分毎 に加算	2,834 単位 (+86 単位)	28,850 円 (+875 円)	2,886 円 (+88 円)
	20 時間以上 24 時間未満の場合、 3,520 単位に 20 時間から 30 分毎 に加算	3,520 単位 (+80 単位)	35,833 円 (+814 円)	3,584 円 (+82 円)
同行援護	30 分未満	191 単位	1,944 円	195 円
	30 分以上 1 時間未満	302 単位	3,074 円	308 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	436 単位	4,438 円	444 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	501 単位	5,100 円	511 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	566 単位	5,761 円	577 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	632 単位	6,433 円	644 円
	3 時間以上の場合、697 単位に 3 時 間から 30 分毎に加算	66 単位	671 円	68 円

- ※ 地域区分は 7 級地で、1 単位当たりの単価は 10.18 円になります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行いません。
- ※ サービス提供を行う居宅介護計画等により、市町村が 2 人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもと訪問介護員 2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画等に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30 分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に 30 分～1 時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 重度訪問介護で、重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に 100 分の 15、障害支援区分 6 に該当されれば、100 分の 8.5 が加算されます。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給

付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。）
- ※ サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	25/100	/	25/100	50/100

加算

加算の種類	算定回数	単位数	利用料	利用者負担額
初回加算	初回のみ	200 単位	2,036 円	204 円
緊急時対応加算	1 回につき	100 単位	1,018 円	102 円
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 月当たり	(居宅介護・同行援護) 所定単位数の 40.2% を乗じて算定		
		(重度訪問介護) 所定単位数の 32.8% を乗じて算定		

- ※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画等の変更を行い、訪問介護員が居宅介護計画等において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(居宅介護で対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。
- ※ 初回加算は、新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他の訪問介護員がサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。
- ※ 福祉・介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

4 その他の費用について

(1) 交通費

利用者利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合は利用者の別途負担となります。通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートルまでは20円、以降1キロメートル増えるごとに20円加算します。

(2) サービス利用中の移送にかかる費用

サービス利用中に訪問介護員自ら運転する車両で移送する場合は実費負担となり、負担金額は下記のとおりです。

実費負担	金額
燃料費・移動費	1kmあたり30円

(3) キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合、キャンセル料は不要です。

ご利用の12時間前までにご連絡の場合、当該基本料金の25%

ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合、当該基本料金の50%

※ただし、ご利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(4) 居宅における水道、ガス、電気、電話の費用

サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する水道、ガス、電気、電話の費用は、利用者様の別途負担となります。

5 利用者負担額及びその他の費用の請求及び支払い方法について

利用者負担額、その他の費用の請求	利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者到手渡し又は郵送します。
利用者負担額、その他の費用の支払い	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合ください。請求月の27日までに、利用者指定口座より引き落とします。お支払いの確認をされましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から2週間以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員等の変更について

変更を希望される方はお申し出ください。

担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	太田 美津穂
-------------	--------

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

(2) 事業者及び事業者の使用する者「以下「職員」という」はサービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約の終了後も継続します。

(3) 事業者は、職員に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持されるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

(4) 利用者及び利用者の家族の個人情報は、利用者にあらかじめ文書で同意を得ない限り、個人情報をサービス担当者会議等で使用したり、他の福祉サービス事業者等に提供しません。

(5) 事業者は利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該サービスの提供した日から5年間保管します。処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。

9 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	(続柄)
	電話番号	(- -)
	携帯電話番号	(- -)

1 0 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事業所は損害賠償のために、損害賠償保険に加入します。

1 1 サービス提供に関する苦情、相談について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、事業所の下記窓口担当までお申し込みください。

事業所相談窓口	訪問介護事業所ひだまりステーション 受付担当者 正木 雄晴 解決責任者 太田 美津穂 電話番号 087-899-6314 F A X 087-899-6315 受付時間 午前8時30分から午後5時30分 (月曜日～金曜日)
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機関	高松市健康福祉局障がい福祉課	電話番号 087-839-2333
	香川県国民健康保険団体連合会	電話番号 087-822-7431

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 香川県高松市香川町川東下 1190-1
事業者名 社会福祉法人ひだまり福祉会
訪問介護事業所ひだまりステーション
説明者職・氏名 _____ 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印
本人との続柄 _____

立会人 住所 _____
氏名 _____